廃棄物再生事業者登録の手引き

令和2年12月 北海道環境生活部



目 次

1 登録制度の概要 (ア) 廃棄物再生事業者登録制度とは (イ) 登録のメリット	
2 登録基準 (ア)施設に関する登録要件 (イ)申請者に関する登録要件	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3 登録手続き(ア)申請(イ)登録申請に必要な書類(ウ)審査、現地調査、登録	
4 登録後の留意事項 (ア) 登録を受けた後に必要な手続き等 (イ) その他の手続き等	
5 登録申請・相談窓口	
参考資料 1 関係様式	
参考資料 2 様式記載例	
参考資料3 関係法令等	



北海道リサイクルイメージキャラクター ぐりんちゃん くるりん

1 登録制度の概要

(ア) 廃棄物再生事業者登録制度とは

廃棄物再生事業者登録制度は、現在廃棄物の再生を業として営んでいて、一定の基準に適合する事業者を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第20条の2第1項の規定に基づき、知事が登録する制度です。

廃棄物の減量化及び再生の推進を図る観点から、平成3年(1991年)の法改正の際に設けられました。

ご注意!!

- この登録は、<u>法に基づく許認可等(一般廃棄物処分業及び産業廃棄物処分業の許可、再生利用業の指定等)に代わるものではありません。</u>業の形態に応じて許認可等を受けることが必要です。
- この登録は、廃棄物の再生を業として行うための必須要件ではありません。登録を受けなくても業を行うことはできます。
- 廃棄物の「再生」とは、廃棄物を再び製品の原材料等とするために必要な操作を行うことをいいます。次のような例では、廃棄物の再生を業として行っているとは見なされず、登録の対象とはなりません。
 - 例1)廃棄物の収集または運搬のみを業として営んでいるもの
 - 例2) 収集した廃棄物を、選別・異物除去などは行わずに単に減容化する目的で圧縮梱包 や破砕を行っている場合
 - 例3) 一般的に有価で取引され、社会通念上廃棄物と目されないものを製品原材料等とするために必要な操作を行っている場合

(イ) 登録のメリット

「登録廃棄物再生事業者」の名称を用いることができます。

ご注意!!

● 登録を受けずに「登録廃棄物再生事業者」の名称を使用することはできません。この登録を受けずに「登録廃棄物再生事業者」の名称を使用した場合、廃棄物処理法第34条の規定により、10万円以下の過料に処せられます。

2 登録基準

(ア) 施設に関する登録要件

登録に必要な施設は、次のとおりです。

- ① 廃棄物の種類に応じて、その廃棄物の再生に適する施設
- ② 廃棄物の種類に関わらず共通して必要な保管施設及び運搬施設

※施設は、原則として申請者が所有していなければなりません。

●廃棄物の種類に応じて、その廃棄物の再生に適する施設

生活環境保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次の施設を有すること。

廃棄物	施設	備考
① 古紙	古紙の再生に適する 梱包施設	梱包施設とは、選別した古紙の輸送に適するよ うに圧縮し、梱包する施設。
② 金属くず	金属くずの再生に適 する選別施設及び加 工施設	選別施設とは、磁選機、アルミ選別機、風力選 別機、慣性選別機、ふるい選別機など金属を選 別する施設。
		加工施設とは、廃棄物を切断、破砕などの加工 を行う施設及び選別した金属を圧縮する設備な ど。
③ 空き瓶	空き瓶の再生に適す る選別施設	選別施設とは、カレットを色別に選別する施設 及びカレットから不純物を除去する施設並びに リターナブル瓶を選別する施設。
④ 古繊維	古繊維の再生に適す る裁断施設	裁断施設とは、選別した古繊維をウェスにする ために裁断する施設。
⑤ ①~④ 以外の 廃棄物	当該廃棄物の再生に 適する施設。ただし 右欄のいずれかに該 当する施設であるこ	廃棄物の処分業(中間処理に限る。)の許可を有する者で、その業の用に供する施設であること。
	ヨ9 る他設 でめること。	再生利用業の指定を受けている者で、その業の 用に供する施設であること。

[※] 古紙、金属くず、空き瓶及び古繊維以外の廃棄物の再生を行う場合は、法に基づく許認可 等を受けていることが必要です。

[※] なお、古紙、金属くず、空き瓶及び古繊維の再生を行う場合であっても、業の形態によっては許認可等が必要な場合があります。詳しくは申請窓口へご相談ください。

●保管施設

廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管 施設を有すること。

※ 保管施設は、屋根や壁を有することは要件としていませんが、保管する廃棄物の種類 に応じた適切なものであることが必要です。

●運搬施設

廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。

(イ) 申請者に関する登録要件

- ①法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- ②事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ※ ①については、申請書に誓約書を添付していただきます。法の関係条文については下記 をご参照ください。
- ※ ②については、申請書に添付していただく業務経歴書、貸借対照表、納税証明書等によ り確認します。

3 登録手続き

(ア)申請

●申請の窓口

登録は事業場毎に行います。登録申請をされる場合は、事業場所在地を所管する各(総合)振興局環境生活課地域環境係に、許認可の必要性の有無など、あらかじめご相談の上、廃棄物再生事業者登録申請書に添付書類を添えて、道庁環境生活部環境局循環型社会推進課(以下「循環型社会推進課」とする。)へ提出してください。

●登録手数料

40,000円(令和2年(2020年)4月現在) 申請書に北海道収入証紙を貼付してください。

(イ) 登録申請に必要な書類

登録申請をされる場合は、廃棄物再生事業者登録申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して提出してください。

●施設及び事業内容等に関する書類

- ①事業場の位置を示す位置図及び事業の用に供する施設の設備の位置を示す平面図
- ②事業計画の概要を記載した書類(事業計画書)
- ③事業の用に供する施設(保管施設及び運搬施設を含む。)の構造を明らかにする平面図、 立面図、断面図及び構造図
 - ④事業の用に供する施設の所有権又は使用権を有することを証する書類の写し
- ※ 対象となる廃棄物の種類が複数の場合は、②及び③に規定する書類を廃棄物の種類ごとに整理して記入・添付してください。
- ※ 施設のうち機械装置等に関するものについては、その構造がわかる写真等をもって上記 図面等に代えることができます。
- ※ ④に規定する書類は、(特別管理) 産業廃棄物処理業又は再生利用業の施設である場合 には、そのことがわかる書類等をもって代えることができます。

●その他必要書類

●申請者が法人である場合

- ⑤ 法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

●申請者が個人である場合

- ⑦ 住民票の写し
- ⑧ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ※ 登記事項証明書及び住民票については、3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。
- ※ ⑥または⑧については、廃棄物処理法に基づく北海道知事の許認可等を受けており、その 許可証等の写しが添付されている場合には、提出を省略することができます。

●法人・個人共通事項

- ⑨ 申請者の業務経歴を記載した書類(業務経歴書)
- ⑩ 法、古物営業法、金属くず回収業に関する条例に基づく許認可等を受けている場合には、その許可証等の写し
- ① 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類(誓約書)

(ウ)審査、現地調査、登録

循環型社会推進課において申請書を受理した後、書類審査と事業場所在地を所管する(総合) 振興局による現地調査を行い、登録基準に適合しない場合を除き、登録を行います。 登録を行った場合は、申請者に登録証明書を交付します。

4 登録後の留意事項

(ア) 登録を受けた後に必要な手続き等

登録廃棄物再生事業者の方は、次の事項が生じた場合には、速やかに手続きを行ってください。必要な届出等を行わなかったときは、施行令第22条第2項の規定により、登録の取消しの対象となります。

●登録事項に変更があったとき

30日以内に、登録廃棄物再生事業者登録事項変更届により、変更事項を証明する書類を添付して、循環型社会推進課へ届け出てください。

<変更届に添付する書類(変更に係る書類のみ。)>

- ① 登録廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 を変更した場合
- ・個人である場合には、その住民票の写し
- ・法人である場合には、その法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ② 登録廃棄物再生事業者が法人で、その代表者が変更した場合
- ①に掲げる書類に加えて
- ・申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類 (誓約書)
- ③ 事務所の所在地を変更した場合
- ①に掲げる書類
- ④ 事業場の所在地を変更した場合
- ①に掲げる書類に加えて
- ・事業場の図面(施設の位置を示す位置図及び施設内の位置を示す平面図)
- ・事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- ・廃棄物処理法、古物営業法、金属くず回収業に関する条例に基づく許認可等を受けている場合には、その許可証等の写し
- ⑤ 廃棄物の再生に係る事業の内容を変更した場合
- ④に掲げる書類
- 事業計画の概要を記載した書類(事業計画書)
- ⑥ 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要を変更した場合
- ・事業場の図面(施設の位置を示す位置図及び施設内の設備の位置を示す平面図)
- 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- ・事業の用に供する施設の所有権又は使用権を有することを証する書類
- ・廃棄物処理法、古物営業法、金属くず回収業に関する条例に基づく許認可等を受けている場合には、その許可証等の写し

事業計画の概要を記載した書類(事業計画書)

<登録証明書の書換交付申請>

変更の届出により、登録証明書の記載事項に変更が生じたときは、登録証明書の書換交付を申請することができます。申請する場合は、廃棄物再生事業者登録証明書書換交付申請書に当該登録証明書を添えて提出して下さい。

書換交付申請手数料

1,300円(令和2年(2020年)4月現在)申請書に北海道収入証紙を貼付してください。

●事業場を廃止・休止する場合または休止した事業場を再開する場合 30日以内に、登録廃棄物再生事業者事業場廃止(休止、再開)届により、循環型社会推進 課へ届け出てください。

なお、事業場を廃止する場合は、登録証明書を添付してください。

(イ) その他の手続き等

●登録証明書を破損し、汚損し、または亡失した場合

再交付を申請することができます。廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書を循環型社会 推進課へ提出してください。

なお、破損または汚損した登録証明書を添付してください。登録証明書の再交付を受けた後に、亡失した登録証明書を発見した場合は、循環型社会推進課へ返納してください。

再交付申請手数料

1,300円(令和2年(2020年)4月現在)申請書に北海道収入証紙を貼付してください。

5 登録申請・相談窓口

循環型社会推進課が登録申請の窓口となっています。申請される場合は、あらかじめ窓口にご相談ください。

また、許認可に係る点については、各(総合)振興局へお問い合わせください。

●申請窓口

環境生活部環境局 循環型社会推進課産業廃棄物係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 : 011-204-5199

●各(総合)振興局 環境生活課 地域環境係

(総合)振興局	郵便番号	住所	電話
空知総合振興局	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0041
石狩振興局	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館 5階	011-204-5823
後志総合振興局	044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352
胆振総合振興局	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9576
日高振興局	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通 56	0146-22-9253
渡島総合振興局	041-8558	函館市美原 4 丁目 6-16	0138-47-9437
檜山振興局	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6492
上川総合振興局	079-8610	旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5921
留萌振興局	077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8432
宗谷総合振興局	097-8558	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2921
オホーツク総合振興局	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0629
十勝総合振興局	080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8527
釧路総合振興局	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9153
根室振興局	087-8588	根室市常盤町 3 丁目 28 番地	0153-23-6821

廃棄物再生事業者登録制度HP

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle_2/saiseijigyousha/tourokuseido.htm

または、 再生事業者登録 北海道 で検索

関係様式

(ア) ● 登録申請関係

- ① ○廃棄物再生事業者登録申請書 (別記第 27 号様式)
- ② 〇事業計画書(第1号様式)
- ③ 〇業務経歴書(第2号様式)
- ④ 〇誓約書(第3号様式)

(イ) ● 登録後の手続き関係

- ① 〇登録廃棄物再生事業者登録事項変更届 (別記第 29 号様式)
- ② 〇登録廃棄物再生事業者事業場廃止(休止、再開)届(別記第30号様式)
- ③ ○廃棄物再生事業者登録証明書書換交付申請書 (別記第 31 号様式)
- ④ 〇廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書(別記第32号様式)

(表)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表 者の氏名 電話番号 ()

廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

事	業	場	の	名	称						
事務	务所及	をびる	事業	事	務所		電話番	号	()	
場の	の所名	E地		事	業場		電話番	号	()	
	展物 Ø 勺容)再	主に信	系る事	事業						
事業の	種				類						
用に供	数				量						
事業の用に供する施設・設備			び設値 処理								
経理	里的基	ま礎!	こ関う	する資	資料						

- 注 添付書類の用紙の寸法は、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4縦長とすること。 添付書類
 - 1 事業場の位置を示す位置図及び事業の用に供する施設の位置を示す平面図
 - 2 事業計画の概要を記載した書類
 - 3 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 4 事業の用に供する施設の所有権又は使用権を有することを証する書類
 - 5 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び商業登記法による登記事項証明書
 - 6 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
 - 7 申請者の業務経歴を記載した書類

北海道収入証紙欄

- 8 古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号) 第3条の規定による許可を受けている場合には、当該 許可証の写し
- 9 金属くず回収業に関する条例(昭和 32 年北海道条例第4号)第3条の許可を受けている場合 には、当該許可証の写し
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けている場合には、当該許可証の写し
- 11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第1項若しくは第6項に規定する産業廃棄物収集 運搬業若しくは産業廃棄物処分業の許可又は同法第 14 条の4第1項若しくは第6項に規定する 特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている場合に は、当該許可証の写し
- 12 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号に基づ く再生利用の指定を受けている場合には、当該指定証の写し
- 13 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 14 申請者が法人の場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(ただし、10 及び11に規定する書類のいずれかを添付する場合は、提出を省略することができる。)
- 15 申請者が個人の場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付 済額を証する書類(ただし、10及び11に規定する書類のいずれかを添付する場合は、提出を省 略することができる。)

事業計画書

	種類		
再生した	収集する地域		
再生しようとする廃棄物	収集の方法		
物	年間収集予定量		
	収集単価		
	再生方法		
	種類		
	年間再生予定量		
再生品	販売先		
	,,,,,		
	販売単価		
間まるの実統	ナイクル率 (直近1年 たは直近1事業年度 責) フー図を添付してくだ。		

[※]フロー図を添付してください。

業務経歴書

年月日	事項

- 注1 法人の場合は設立年月日を記入すること。
 - 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、古物営業法又は金属くず回収業に関する条例に基づく 認可を受けている場合は、認可年月日及び認可番号を記入すること。

誓 約 書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録申請(登録事項変更の届出)に当たり、法第14条第5項第2号イからへまでの規定に該当しない者であることを誓約します。

※参考 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7

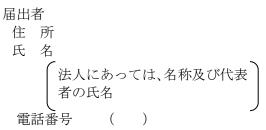
使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外のものにあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは 運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

登録廃棄物再生事業者登録事項変更届

年 月 日

北海道知事 様



登録廃棄物再生事業者の登録事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

登	録	年	月	月			年	月			
登	録		番	号							
変	更	年	月	日			年	月	日		
		_			変	更		前	変	更	後
	住			所							
	氏 (法人に 称及び	あっ	っては を者の	名 (、名) (氏名)							
変		場		名 称							
更	事務原	f 0	の所	在 地	電話番号	ļ , ()	電話番号	· ()
事			の所		電話番号	ļ. ()	電話番号	- ()
五五	廃棄物の の内容	冉生	主に係	る事業							
項	+ * ~		種	類							
	事業の月に供する		数	量							
	施設・設備		 構造及 の概要 処理能	が設備 (面積、 記力等)							

登録廃棄物再生事業者事業場廃止(休止、再開)届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表 者の氏名 電話番号 ()

登録廃棄物再生事業者事業場を廃止(休止、再開)したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

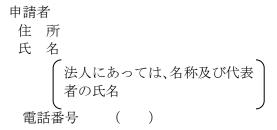
登 録 年 月 日		年 月	日	
登 録 番 号				
事業場の名称				
事業場の所在地				
廃止又は再開の年月日		年 月	日	
休 止 の 期 間	年 月	日から 生	手 月 日 [、]	まで
廃止若しくは休止又は再 開の理由				

添付書類 廃棄物再生事業者登録証明書 (事業を廃止した場合のみ)

廃棄物再生事業者登録証明書書換交付申請書

年 月 日

北海道知事 様



廃棄物再生事業者登録証明書の書換交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 行細則第18条第1項の規定により、次のとおり申請します。

登	録	年	月	日			年	月		日		
登	録		番	号								
書	換交	付 申	請理	里 由								
		_			変	更	前	Î	変	Ī	更	後
変	住			所								
更	氏 法人 化	こあっ び代表	っては、 そのE	名 名 〔 名								
事	事 業	場	の名	称								
尹	事 業	場の	所有	主地								
項	廃棄物 事業の		i 生に	係る								

添付書類 廃棄物再生事業者登録証明書

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表 者の氏名 電話番号 ()

廃棄物再生事業者登録証明書の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 細則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。

登録年月日	年 月 日
登 録 番 号	
事業場の名称	
事業場の所在地	
	破損・汚損・亡失
再交付申請の理由	具体的理由

添付書類 廃棄物再生事業者登録証明書(破損又は汚損の場合のみ)

様 式 記 載 例

- 〇廃棄物再生事業者登録申請書 (別記第27号様式)
- 〇登録廃棄物再生事業者登録事項変更届 (別記第 29 号様式)
- 〇登録廃棄物再生事業者事業場廃止(休止、再開)届(別記第30号様式)
- 〇廃棄物再生事業者登録証明書書換交付申請書 (別記第 31 号様式)
- 〇廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書(別記第32号様式)

別記第27号様式(第17条関係) (表) 廃棄物再生事業者登録申請書 ○○年○○月○○日 北海道知事 様 申請者 住 所 ○○市▲▲町1-2-3 氏 名 株式会社〇〇〇 代表取締役 北海 太郎 電話番号 (000) 000-0000廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。 事業場の名称 株式会社〇〇〇 ××支店 $\bigcirc\bigcirc$ 市××町1-2-3 事務所 電話番号 (×××) ×××-××× 事務所及び事業 場の所在地 \bigcirc ○市××町1-2-3事業場 電話番号 (XXX) XXX-XXX 廃棄物の再生に係る事業 古紙の再生 の内容 事 圧縮梱包機 保管施設 運搬施設 種類 業 \mathcal{O} 1基 用 1か所 2台 数量 に供 ①フォークリフト 1台 構造及 ㈱○○ A-1型 面積 100 ㎡ す 型式 〇〇〇 び設備 る 処理能力 保管上限 100 m3 施 の概要 ②トラック 1台 10t/h 高さ 3m設 札幌 11 は×××× (面積、 80t/日 (8 時間) 処理能 力等) 経理的基礎に関する資料 別添資料のとおり (日本産業規格 A4) 時間当たり及び一日当たりの能力を記載して下さい。

書ききれない場 合は、別紙に記 載して下さい。 別記第29号様式(第18条関係)

登録廃棄物再生事業者登録事項変更届

〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

届出者

住 所 ○○市▲▲町1-2-3

氏 名 **株式会社〇〇〇 代表取締役 北海 次郎** 電話番号(〇〇〇) - 〇〇〇一〇〇〇

登録廃棄物再生事業者の登録事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

登	録	年 月	日	××年××月××日					
登	録	番	号			第〇	○号		
変	更	年 月	日			△△年△∠	△月△△日		
				変	更	前	変	更後	
	住		所						
変	氏 (法人に、 称及び	あっては 代表者の	名 t、名))氏名	代表取	締役 太郎		代表取締役 北海 次郎		
	事業	場の	名 称						
更	事務所	の所	在 地	電話番-	号()	電話番号()	
事	事業場 廃棄物の の内容	の 所		電話番-	号 ()	電話番号()	
項	0) F 1 A	種	類						
	事業の用 に供する		量						
	施設•設備	構造及	をび設備 要(面積、 と力等)						

(日本産業規格 A4)

変具載容る付い次変記り参下更体しを書し。ペ更載ま考さ事的変証類で、一事例すにいる記します。ののででででは、

6 登録事項変更届の変更事項欄の記載例

1 住所が変更となった場合

記載例)

変更前	変更後		
○○市▲▲町1-2-3	〇〇市口口町3-2-1		

2 氏名が変更となった場合

記載例)

変更前				変更後			
(株)〇〇〇	代表取締役	北海	太郎	(株)〇〇〇	代表取締役	北海	次郎

3 事務所、事業場の所在地が変更となった場合

記載例)

変更前	変更後			
○○市▲▲町1-2-3	〇〇市□□町3-2-1			
電話番号 (×××-×××-×××)	電話番号(〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇)			

4 廃棄物の再生に係る事業の内容が変更となった場合

記載例)

変更前	変更後			
金属くず	古紙、金属くず			

5 事業の用に供する施設・設備が変更となった場合

5.1 保管施設が変更となった場合

記載例)

		変更前	変更後
事業の	種 類	保管施設	保管施設
用に供	数量	1 か所	2か所
する施	構造及び設	①金属くず保管施設	①金属くず保管施設
設・設備	備の概要(面	面積 100 m ²	面積 100 ㎡
	積、処理能	保管上限 100 m³	保管上限 100 m ³
	力等)	高さ 3m	高さ 3m
			②古紙保管施設
			面積 150 m ²
			保管上限 250m
			高さ 5m

5.2 再生施設が変更となった場合

5.2.1 施設を追加した場合

記載例)

HO +24 17 17						
		変更前	変更後			
事業の	種 類	圧縮梱包機	圧縮梱包機			
用に供	数量	1基	2基			
する施	構造及び設	①㈱〇〇 A-1型	①㈱〇〇 A-1型			
設・設備	備の概要(面	処理能力 10t/h	処理能力 10t/h			
	積、処理能	80t/日(8 時間)	80t/日(8 時間			
	力等)		②△△㈱ B-Ⅱ型			
			処理能力 5t/h			
			40t/日(8 時間)			

[※]施設の処理能力は、時間当たり及び一日当たりの能力を記載して下さい。

5.2.2 施設を入れ替えた場合

記載例)

H- 134 15 27					
		変更前	変更後		
事業の	種 類	圧縮梱包機	圧縮梱包機		
用に供	数量	1 基	1 基		
する施	構造及び設	①㈱〇〇 A-1型	①□□(株) C-Ⅲ型		
設・設備	備の概要(面	処理能力 10t/h	処理能力 15t/h		
	積、処理能	80t/日(8 時間)	120t/日(8 時間)		
	力等)				

[※]施設の処理能力は、時間当たり及び一日当たりの能力を記載して下さい。

5.2.3 施設を廃止した場合

記載例)

		変更前	変更後
事業の	種 類	圧縮梱包機	圧縮梱包機
用に供	数量	1基	I
する施	構造及び設	①㈱〇〇 A-1型	廃止
設・設備	備の概要(面	処理能力 10t/h	
	積、処理能	80t/日(8 時間)	
	力等)		

[※]施設の処理能力は、時間当たり及び一日当たりの能力を記載して下さい。

5.3 運搬施設が変更となった場合

5.3.1 施設を追加した場合

記載例)

		変更前	変更後
事業の	種 類	運搬施設	運搬施設
用に供	数量	2 台	3 台
する施	構造及び設	①フォークリフト 1台	①フォークリフト 1台
設・設備	備の概要(面	型式 OOO	・型式 〇〇〇
	積、処理能	②トラック 1台	②トラック 2台
	力等)	・札幌OOは××××	・札幌11は××××
			札幌11は△△△△

5.3.2 施設を入れ替えた場合

記載例)

		変更前	変更後		
事業の	種 類	運搬施設	運搬施設		
用に供	数量	3台	3台		
する施	構造及び設 ①フォークリフト 1台		①フォークリフト 1台		
設・設備	備の概要(面	型式 OOO	・型式 〇〇〇		
	積、処理能	②トラック 2台	②トラック 2 台(1 台入替)		
	力等)	・札幌11は××××	・札幌11は××××		
		・札幌11は〇〇〇〇	札幌11は△△△△		

5.3.3 施設を廃止した場合

記載例)

		変更前	変更後
事業の	種 類 運搬施設		運搬施設
用に供	数 量 3台		2台
する施	構造及び設	①フォークリフト 1台	①フォークリフト 1台
設・設備	備の概要(面	型式 OOO	・型式 〇〇〇
	積、処理能	②トラック 2台	②トラック 1台
	力等)	・札幌11は××××	・札幌11は××××
		・札幌11は〇〇〇〇	

別記第30号様式(第17条関係)

登録廃棄物再生事業者事業場廃止(休止、再開)届

○○年○○月○○日

北海道知事 様

届出者

住 所 ○○市▲▲町1-2-3 氏 名 株式会社○○○ 代表取締役 北海 太郎 電話番号 (○○○)○○-○○○

登録廃棄物再生事業者事業場を廃止 (休止、再開)したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 21 条の規定により、次のとおり届け出ます。

登	録	年	月	日	××年××月××日						
登	録		番	号			第〇	○号			
事	業	湯の	り 名	称		<i>†</i>	株式会社〇〇	() ×>	〈支店		
事	業場	· 0	所 在	地			○○市×פ	打1-2	- 3		
廃	止又は	再開	の年月	月日			△△年△∠	△月△△	日		
休	止	の	期	間	年	月	日から	年	月	日まで	
	上若しの理由	くはか	木止又心	は再	事業場が	廃止と	なったため				

添付書類 廃棄物再生事業者登録証明書(事業を廃止した場合のみ) (日本産業規格 A4) 別記第31号様式(第18条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書書換交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

申請者

住 所 ○○市▲▲町1-2-3 氏 名 株式会社○○○ 代表取締役 北海 次郎 電話番号 (○○○)○○○-○○○

廃棄物再生事業者登録証明書の書換交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第18条第1項の規定により、次のとおり申請します。

登	録	年	月	日			××年	××月××	目	
登	録		番	号			穿	第〇〇号		
書換交付申請理由				代表取締役変更のため						
					変	更	前	変	更	後
変	住			所						
更	氏 名 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名				取締役 太郎		代表取終	帝役 欠郎		
事	事業	場	の名	称						
	事 業	場♂	所存	王地						
項	廃棄物 事業の		手生に	係る						

変更の前後 が分かるよ うに記載し て下さい。

添付書類 廃棄物再生事業者登録証明書

別記第32号様式(第19条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

申請者

住 所 ○○市▲▲町1-2-3

氏 名 株式会社〇〇〇 代表取締役 北海 太郎

電話番号 (○○○) ○○○-○○○

廃棄物再生事業者登録証明書の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。

登録年月日	××年××月××日
登 録 番 号	第○○号
事業場の名称	株式会社〇〇〇 ××支店
事業場の所在地	○○市××町1-2-3
再交付申請の理由	破損・汚損・亡失 具体的理由 書類を整理していた際に、誤って破いてしまったため。

添付書類 廃棄物再生事業者登録証明書(破損又は汚損の場合のみ)

関係法令等

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)
- ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(抜粋)
- ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(抜粋)
- ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について (抜粋)
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について (抜粋)
- ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(抜粋)

① <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)</u> (昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

(廃棄物再生事業者)

- 第二十条の二 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者 の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適 合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管 轄する都道府県知事の登録を受けることができる。
- 2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。
- 4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して 必要な協力を求めることができる。

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(抜粋)

(昭和四十六年九月二十三日政令第三百号)

(廃棄物再生事業者の登録)

- 第十七条 法第二十条の二第一項 に規定する廃棄物の再生を業として営んでいる者(以下「廃棄物再生事業者」という。)は、同項 の登録(以下「登録」という。)を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 事務所及び事業場の所在地
- 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 四 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要
- 五 廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料
- 2 前項の申請書には、事業場の図面その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録)

第十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、廃棄物再生事業者の事業の用に供する施設その他の事項が法第二十条の二第一項の環境省令で定める基準に適合しない場合を除いて、登録をしなければならない。

(登録証明書)

第十九条 都道府県知事は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより登録証明書を交付するものとする。

(変更の届出)

第二十条 登録を受けた廃棄物再生事業者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)は、第十七条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(休廃止の届出)

第二十一条 登録廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

- 第二十二条 都道府県知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 登録を取り消すことができる。
- 一 その事業の用に供する施設その他の事項が法第二十条の二第一項 の環境省令で定める基準 に適合しなくなったとき。
- 二 前二条の規定による届出をしなかったとき。

③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号)

(廃棄物再生事業者の登録基準)

- 第十六条の二 法第二十条の二第一項 の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設 を有すること。
- 二 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を 有すること。
- イ 古紙の再生を行う場合にあっては、当該古紙の再生に適する梱包施設
- ロ 金属くずの再生を行う場合にあっては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
- ハ 空き瓶の再生を行う場合にあっては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
- ニ 古繊維の再生を行う場合にあっては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
- ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあっては、当該廃棄物の再生に 適する施設
- 三 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- 四 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 五 その他事業を適正に行うことができる者であること。

(廃棄物再生事業者の登録)

第十六条の三 令第十七条第二項 の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 三 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 四 個人である場合には、住民票の写し
- 五. 業務経歴を記載した書類
- 六 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

(登録証明書)

- 第十六条の四 都道府県知事は、令第十九条 の登録証明書に、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業場の所在地
- 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 四 登録の年月日及び登録番号

④ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について(抜粋)</u>(平成4年8月13日付け衛環第232号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)

第5 その他の事項

- 4 廃棄物再生事業者
- (1) 廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物の再生を業として営んでいる者について一定の基準を 充足していることを要件とする登録制度を設けることにより、これらの事業を営んでいる者の資 質の向上及び市町村における一般廃棄物の再生への協力体制の整備を図ることを目的とするも のであること。
- (2) 再生の対象となる廃棄物は一般廃棄物に限るものではなく、また、登録の対象となる事業者には、公益法人、事業協同組合等で定款又は寄付行為上再生に係る事業を行うことができるものも含まれること。

なお、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可については、この登録を受けることによって不要となるものではないこと。

⑤ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について(抜粋)</u> (平成4年8月13日付け衛環第233号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

第4 廃棄物再生事業者に関する事項

- 1 廃棄物再生事業者の登録基準等
- (1) 登録に必要な施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。)第 16 条の 2 第 2 号イからホに掲げる施設のうち、再生の対象となる廃棄物の種類に応じた施設並びに当該廃棄物の種類がいずれの場合にあっても共通して必要な同条第 1 号に規定する保管施設及び同条第 3 号に規定する運搬施設であること。
- (2) 同条第1号に規定する保管施設は、屋根及び壁を有することを要件とするものではないが、保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであること。
- (3) 同条第1号イに掲げる梱包施設とは、選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設をいうこと。
- (4) 同条第1号ロに掲げる選別施設とは、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設をいうこと。
- (5) 同条第1号ロに掲げる加工施設とは、再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破砕等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等をいうこと。
- (6) 同条第1号ハに掲げる選別施設とは、カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設をいうこと。
- (7) 同条第1号ニに掲げる裁断施設とは、選別した古繊維をウェスとして利用するために裁断する 施設をいうこと。
- (8) 施設は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならないこと。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、所有と同様に取り扱って差し支えないこと。
- (9) 経理的基礎については、申請書に記載された経理的基礎に関する資料、業務経歴を記載した書類等により確認すること。
- (10) 廃棄物の再生に係る事業の内容、事業の用に供する施設に変更がある旨の届出があった場合 には、変更後も登録基準に適合することを確認すること。
- (11) 廃棄物再生事業者の登録について、金属くず回収業者から当該申請を受けた場合は、都道府県公安委員会とも必要に応じ連絡調整を図りつつ、適切に対応されたいこと。

⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(抜粋) (平成6年北海道規則第20号)

(廃棄物再生事業者の登録の申請等)

- 第17条 政令第17条第1項の申請書の様式は、別記第27号様式とする。
- 2 政令第19条の登録証明書の様式は、別記第28号様式とする。
- 3 政令第20条の規定による変更の届出は、別記第29号様式の登録廃棄物再生事業者登録事項変 更届によってしなければならない。
- 4 政令第21条の規定による休廃止等の届出は、別記第30号様式の登録廃棄物再生事業者事業場廃止(休止、再開)届によってしなければならない。この場合において、当該届出(事業場の廃止に係るものに限る。)をする者は、その登録証明書を知事に返納しなければならない。
- 5 法第 20 条の 2 第 1 項の登録を受けた者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)は、政令 第 22 条の規定により登録を取り消されたときは、直ちに当該登録証明書を知事に返納しなければならない。

(廃棄物再生事業者登録証明書の書換交付)

- 第 18 条 登録廃棄物再生事業者は、政令第 20 条に規定する変更の届出により、交付を受けた登録 証明書の記載事項に変更が生じたときは、その書換交付を申請することができる。
- 2 前項の規定による申請は、別記第 31 号様式の廃棄物再生事業者登録証明書書換交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、書換交付を申請する者は、当該申請書に当該登録証明書を添えなければならない。

(廃棄物再生事業者登録証明書の再交付等)

- 第 19 条 登録廃棄物再生事業者は、交付を受けた登録証明書を破損し、汚損し、又は亡失したと きは、その再交付を申請することができる。
- 2 前項の規定による申請は、別記第 32 号様式の廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、当該申請書に破損し、又は汚損した当該登録証明書を添えなければならない。
- 3 登録廃棄物再生事業者は、登録証明書の再交付を受けた後において、亡失した登録証明書を発 見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課 産業廃棄物係

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電 話:011-204-5199

E-mail: kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp

ホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss

又は、再生事業者登録 北海道 で検索